

国保の加入・脱退・変更は必ず届け出を

退職・就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や脱退には届け出が必要です。異動があった翌日から14日以内に窓口で手続きをしてください。

問い合わせは、保険年金課（☎321-1235）へ。

退職者は離脱証明書を

社会保険などの加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保へ加入する場合、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。任意継続保険が切れて国保に加入するときも証明書が必要です。社会保険の保険証に資格喪失予定日が記載されていれば、証明書の代わりになります。

修学用保険証を持つ学生が卒業したとき

市外の学校に入学するため、市外に住民票を異動し、本市の修学用国民健康保険証を使っている人は、卒業したら必ず届け出をしてください。

当初の卒業予定年月日を超えて在学する場合は再申請が必要です。卒業後に修学用保険証を使った場合、医療費を返還していただく場合があります。

手続きの際はマイナンバーの記載が必要です

●窓口 転入・転出＝市役所1階市民課か各支所市民福祉課、市民サービスセンター 退職・就職・卒業＝市役所1階保険年金課か各支所市民福祉課

届け出の種類と手続きに必要な物

	届け出が必要とき	手続きに必要な物
加入	転入	転出証明書
	退職または扶養でなくなった	社会保険離脱証明書(会社などで発行)
	出産	母子健康手帳
脱退	転出、死亡	国民健康保険証
	就職または扶養になった	国民健康保険証、職場の健康保険証
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなった	修学用国民健康保険証
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	国民健康保険証
	修学で本市を出るとき	国民健康保険証、在学証明書(学生証の写しでも可)
	保険証の紛失	本人確認ができる物*

マイナンバーカードか通知カード、本人確認ができる物*、印鑑
同じ世帯の人以外(代理人)が行う場合は委任状が必要
 *当日交付には運転免許証など写真付きの物が必要(代理人の場合は郵送交付)

市税などの納付は確実な口座振替で

振替口座の変更などは届け出てください

市は4月から、令和2年度の市税などの納税通知書を順次発送します。納付は、振込手数料が無料で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

申し込みは、通帳と通帳の届出印、納税通知書(固定資産税だけ。令和2年度の納税通知書が届く前に申し込むときは平成31年度のもの)を持って、市内の金融機関かゆうちょ銀行にある口座振替依頼書に記入して提出してください。申し込みを行った月の翌月末以降の納期分から口座振替を開始します。振替日など詳しくは、市ホームページで確認できます。

問い合わせは、納税課（☎321-1216）へ。

口座振替ができる税(料)

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車

税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料。給与や年金から天引きされている市県民税と介護保険料は、口座振替に切り替えることはできません。

廃止や変更は届け出を忘れずに

口座振替は廃止の届け出がない限り継続されます。口座を解約したり、振替をやめたりする場合は、廃止届を市役所2階35番窓口納税課か各支所税務課に提出してください。

婚姻や離婚、固定資産税の所有者変更があったときは、振替口座の変更が必要になる場合があります。振替口座の登録状況を確認し、金融機関の窓口で手続きをしてください。

まちなか商店リニューアル助成事業 飲食店向け特別枠のご案内。

飲食店向け特別枠の問い合わせ先…生活衛生課（☎381-6116）

広報高崎2月15日号「まちなか商店リニューアル助成」の記事で掲載した、飲食店向けの特別枠について再度お知らせします。

令和2年度も実施する予定の市の助成制度「まちなか商店リニューアル助成」(3月議会承認後)。今回、飲食店向けにトイレや厨房の改修など衛生面向上のための特別枠を新たに設定します。これまでに2回の助成を受けた飲食店店主は、3回目の利用として特別枠の申請が可能です。

飲食店向けの特別枠を新設

3回目の利用として申請できます

今回から、飲食店の衛生面の向上を支援するため、特別枠を新設。すでに助成を2回受けた飲食店店主も特別枠の申請ができます。

●対象となる工事＝衛生向上を目的に行う、厨房や客

用トイレの改修、給排水・衛生設備の入れ替えなど
 ●対象となる飲食店＝衛生管理を目的とした市の衛生管理研修会か、平成29年4月以降に開催された高崎食品衛生協会の食品衛生責任者講習会を受講した人がいる

工事や備品は市内業者に

改修工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります。補助金額は、1回の申請につき、かかった費用の2分の1で、上限100万円です。

工事の着工や備品の購入は、交付決定を受けてから行ってください。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。

飲食店向けの特別枠は、これまでの商店リニューアル助成を2回利用した人も申請できます。

高崎プレミアム付商品券の利用期限が迫っています

3/31(火)までに利用してください

「高崎プレミアム付商品券」は、4,000円で5,000円分の買い物ができるお得な商品券です。市内の取扱店で利用できます。

商品券の利用期限は、3月31日(火)です。利用期限

を過ぎると、商品券は使えなくなります。商品券の返金はできません。商品券がまだ手元にある人は、早めに利用してください。

問い合わせは、社会福祉課（☎321-1249）へ。

使える場所は市内約1,500店。ポスターが目印です

商品券は、市内の飲食店や小売店など約1,500店で使えます。利用可能な店舗には、目印のポスターが貼られています。市ホームページ(下記)でも確認できます。

こんな店舗で利用できます

- 小売業＝食料品、衣料品、日用雑貨、本、家電など
- 飲食業＝飲食店、居酒屋など
- サービス業＝理・美容、クリーニング、タクシーなど
- その他＝造園、建具、内・外装工事、防水・電気工事など

